

医療法人を新設・ 移行する場合の税制

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所所長 松田紘一郎

個人経営の病院が 新設する場合はどうなりますか？

今回は、医療法人を新設する場合、あるいは移行する場合の税制について解説します。表はそれぞれの法人類別に、新設・移行する場合の課税関係を整理したもので（本文中の①～⑤は表中の法人名に対応します）。

ここで「新設」とは個人経営の病院が、また、「移行」は社団・持分あり医療法人からのケースを想定しています。

個人病院が医療法人を新設する場合は、2007年4月1日の改正医療法の施行により、医療法人・財団⑤か、社団形態をとる法人の場合であれば、出資持分

なしの基金拠出型⑥か、寄附型④の③となりとなります。

一方、新たに創設された社会医療法人①は、従来からある特定医療法人②とともに、公益性の高い医療法人の双璧をなしています。しかし、社会医療法人は3年間、特定医療法人は2年間の「医療法人として実績」を認められるため、個人病院から新設されることがあります。

医療法人の移行の場合、特に基金拠出型医療法人への移行は、次の4基準が求められます。

- ①同族関係者の役員等の総数が3分の1以下
- ②特別利益の供与禁止
- ③残余財産の帰属が国等に限定
- ④法令違反の事実がない

さらに、租特法第40条第1項の譲渡所得の非課税についての通達を遵守して、国税庁長官に承認申請することになるのでご注意ください。（詳細は次号）

表 医療法人の新設・移行の課税関係整理表

[無断転載禁]

法人名	イ 新設・移行	口 根拠法令	ハ 法人の認可・ 承認等	二 (旧)出資社員	(新設・移行後) 拠出・寄附	
					木 現預金	ヘ 不動産等
①社会医療法人	新設	(個人からの新設、ありえない)				
	移行	医療法 42条の2	認定(知事)	課税されない	雑益(益金)	同左、 個人は(*1)
②特定医療法人	新設	(個人からの新設、ありえない)				
	移行	租税特別措置法 67条の2	承認(国税庁長官)	課税されない	雑益(益金)	同左、 個人は(*1)
③社団(持分なし)医療法人 —基金拠出のケース—	新設	医療法39条(2)	定款の認可(知事)	—	同上	同上と思われる
	移行	同上	同上	要件充足・課税されない。ただし(*2)	同上	同上と思われる
④社団(持分なし)医療法人 —現金等の寄附のケース—	新設	同上	同上	—	同上	同上と思われる
	移行	同上	同上	要件充足・課税されない。ただし(*2)	同上	同上と思われる
⑤医療法人・財団 —現金等の寄附のケース—	新設	同上	同上	同上	同上	同上
	移行	(社団からの移行はありえない。現・財団からは寄附行為の整備のみ)				

*1 移行(時)後、個人が不動産等を寄附した場合、原則として譲与所得、ただし租税特別措置法40条申請、国税庁長官の承認があれば、課税されない。

*2 移行時に個人の出資社員は原則として譲渡所得課税、それを免れるために租税特別措置法40条申請で国税庁長官の承認があれば課税されない。